

＜返戻金制度＞

1. 本雇用契約が締結後 6 か月以内に終了した場合、受託者は、委託者に対し、委託者より受領した本対価のうち以下の定めに従って算出した金額を、次項の定めに従って支払うことにより返還するものとする。但し、本雇用契約終了の事由が、専ら委託者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。
 - (1) 本雇用契約成立後 1 か月以内に本雇用契約が終了した場合：本対価の 70%に相当する金額
 - (2) 本雇用契約成立後 1 か月を超え 3 か月以内に本雇用契約が終了した場合：本対価の 50%に相当する金額
 - (3) 本雇用契約成立後 3 か月を超え 6 か月以内に本雇用契約が終了した場合：本対価の 10%に相当する金額
2. 前項の金額の返還は、受託者が、委託者に対し、本雇用契約終了の日が属する月の翌月末日までに、委託者が別途指定する銀行口座に振り込む方法により行うものとする。当該振込にかかる費用は、受託者の負担とする。